

3-5					
主題	過去の虐待事例を分析し早期発見・介入するための地域生活課題を探る				
副題	虐待事例の数値化と重篤度、再発防止に向けた活動				
キーワード 1	虐待ケースの数値化	キーワード 2	早期発見・解決	研究(実践)期間	6ヶ月

法人名・事業所名	社福) 東京都福祉事業協会 東京都北区浮間地域包括支援センター				
発表者(職種)	浦本龍典(社会福祉士)				
共同研究(実践)者	なし				

電 話	03-3558-3689	F A X	03-3558-7988		
-----	--------------	-------	--------------	--	--

事業所紹介	委託型地域包括支援センター。看護師 2 名、主任介護支援専門員 1 名、介護支援専門員 3 名(非常勤) 社会福祉士 2 名(事務職兼務)、生活支援コーディネーター 1 名(センター長兼務) 配置。日常生活圏域人口 24,089 人、高齢者人口 4,780 人、高齢化率 19.84%。埼京線北赤羽駅もしくは浮間舟渡駅下車徒歩 10 分。地域の身近な総合相談窓口である。				
-------	---	--	--	--	--

<p>《1. 研究(実践)前の状況と課題》</p> <p>現代の超高齢社会に鑑み、高齢者やその家族が抱える問題の多様性に伴い地域包括支援センターにおける相談件数及び虐待など権利擁護や困難事例が増加している。昨今、深刻化・重度化を減少させるための早期発見・早期解決が重要となる。</p> <p>複雑な事情を抱える高齢者とその取り巻く環境ほど、表層まで浮かび上がるまで時間がかかるのも事実である。取りこぼされてしまう高齢者やその取り巻く環境を見つけるには、問題であると認識されたうえで発信された情報を収集することが必要である。しかし、その情報源があまり広がっておらず限定されているのが現状であり、その現状を見える化により課題を明らかにする必要がある。</p> <p>《2. 研究(実践)の目的ならびに仮説》</p> <p>相談機関としての認知度向上による相談数を増やすことで、虐待への早期発見・介入へ繋げてゆく。深刻化、重度化を減少させる上では、関係機関以外の地域住民等からの協力体制はなくてはならない力である。また、共生社会を構築してゆく中、地域の住民同士がお互いを気に掛け、地域としての結びつきを強めることと、地域住民同士の繋がりをより強固かつ円滑にしてゆくためのコーディネート機関としての役割を地域包括支援センターは担っている。と考える。</p> <p>地域包括支援センターへの地域住民から発信される情報提供をより多く受信するためには、多くの見守りの目を作ることと、その力を地域として根付かせることが必須であり、地域生活課題の問題解決にも繋がる。との仮説を立て、過去の虐待事例を見える化し傾向を探ることで何に注力し、どう取り組むべきかを課題抽出することを目的とした。</p> <p>《3. 具体的な取り組みの内容》</p> <p>高齢者虐待の現状を踏まえ、令和 3 年度擁護者による高齢者虐待相談・通報件数 4,159 件の内訳から、警察 766 件(17.6%)、介護支援専門員 1431 件(32.9%)、家族・親族 403 件(9.3%)、介護</p>					
---	--	--	--	--	--

保険事業所職員 331 件（7.6%）、医療関係従事 262 件（6.0%）、近隣住民・知人及び民生委員 201 件（4.7%）を統計上の参考対象として、当地域包括支援センターで発生した虐待案件を過去 4 年間（令和元年度～令和 4 年度）数値化し、項目を分析する。その分析の結果からわかる事柄、明確となる課題等を見える化し早期発見・解決へと繋がる今後の活動内容を検討し取り組みを行っていく。

《4. 取り組みの結果》

被虐待者の全 35 人中 30 人（85%以上）が女性であった。要介護（支援含む）認定を受けているケースが 16 件、配偶者からの虐待が 11 件、内 2 件は外国人妻である。通報件数は過去 4 年間ほぼ横ばいで移行している。

虐待者の性別では男性が 24 人（60%）であり、子供の割合が 17 人とほぼ半数を占めている。更に、虐待者には何らかの障害を抱えていることが多く、8 件が等級取得の有無を問わず精神患者であった。要介護認定を受けている虐待者は 3 件ある。通報者は警察から最も多い 13 件、自治会近隣民生委員からの通報は 0 件であった。

虐待区分としては、身体的が最も多く、心理的がそれに続き経済、放棄・放任の順となっていた。その際に複数の虐待を受けているケースが 13 件（38%）あった。虐待の終結は令和 2 年がすべて終了している。虐待認定の取り消しが 3 件あった。

相談者の内訳より、自治会近隣民生委員の通報が少ないことは、地域住民との繋がりがそのまま通報相談数に反映されているとともに、通報リスクとその後の利益損失が考えられる。また、だれが警察へ通報したのかまでの確認が出来れば町会自治会の通報が少ない点との相互関係が見えてくると考えられる。

《5. 考察、まとめ》

自治会近隣住民からの通報件数が分析の結果、想定よりも実数が少なかったことは、地域や住民への認知度が低いという結果を見せつけられるものになった（地域包括支援センターの認知度不足）。そこには地域の見守りの目をもっと増やしていく必要がある。通報者の守秘義務についての啓発が不足していることでケアマネ、介護事業所等の通報が少ない要因へと繋がっている。

以上の分析から、地域に対しての認知度向上、ケアマネや介護事業所等へ周知、啓発が今後の課題であり、地域包括支援センターの機能・役割として地域づくり見守りの目を増やすこと、虐待予防啓発をさらに重点的に取り組んでいくことで虐待の早期解決、介入に繋げていく為、現在企画中のイベントや実施した活動等を有効手段にしたい。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

事例の使用にあたっては、公益社団法人日本社会福祉士会の事例を取り扱う際のガイドラインに基づき、事例の内容について、その本質や分析の焦点が損なわない範囲において特定の事例として判別できないように大幅に修正もしくは改変し、個人及び団体の情報が特定されないよう配慮した。また、インタビュー対象者に口頭にて調査結果の利用方法やプライバシー保護に配慮する旨説明し、了承を得た。

《7. 参考文献》

- ・北区地域包括ケア推進計画（令和 3 年度～令和 5 年度）
- ・東京都福祉保健局 高齢者虐待に関する情報の公表、令和 3 年度高齢者虐待の防止

《8. 提案と発信》

地域包括ケアおよび共生社会の実現に向けた理念のもと、多世代間での交流を通して地域づくりが、虐待の早期発見、早期解決への具体的ツールと考え、地域にある生活課題解決に取り組む働きかけが必要である。